

4月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和8年4月1日

ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は 14日以内に手続きを！

マイナ保険証をご利用の方も
国保資格に変更がある場合は、
切り替え手続きが必要です。



4月は就職や入学などによる転出・転居など異動の多いシーズンです。
忘れずにお手続きください。

いずれの手続きにおいても、本人確認ができるもの（マイナンバー
カード、運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

	こんなとき	上記に加え、届出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書 (社会保険資格喪失証明書など)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書
	子どもが生まれたとき	●住民異動届 ●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	●住民異動届 ●資格情報のお知らせまたは資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	●職場の健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●国民健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書 (あれば)
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●住民異動届 ●資格情報のお知らせまたは資格確認書 (あれば) ●会葬礼状などの喪主の氏名がわかるもの ●喪主名義の口座番号が分かるもの
	生活保護を受けるようになったとき	●保護開始決定通知書 ●資格情報のお知らせまたは資格確認書 (あれば)
	外国籍の人が出国するとき	●出国する日付がわかるもの ●資格情報のお知らせまたは資格確認書 (あれば)
その他	市内で住所が変わったとき	●住民異動届 ●資格情報のお知らせまたは資格確認書
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになるとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき	●在学証明書または学生証 ●資格情報のお知らせまたは資格確認書
	資格情報のお知らせ・資格確認書を なくしたとき	●本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 ☎53-1643

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

保険税は

加入した月から
月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

保険税は

やめた月の前月までの
分を月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的に切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に国民健康保険を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届出が遅れると・・・

国民健康保険の資格がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届出が遅れた場合、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届出をした日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

やめる届出が遅れると・・・

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、国民健康保険を使って医療機関を受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくこととなります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡が来ませんので必ず届出が必要です。自動的に切り替わりません。

任意継続制度をご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



市外に転出した学生の方は・・・

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の国民健康保険に加入し続ける特例があります。在学証明証・学生証など就学を証明するものを持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険の資格情報のお知らせもしくは資格確認書を持参のうえ、やめる手続きをしてください。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 ☎53-1643

～子ども・子育て支援金制度が始まります～

令和8年4月より、国民健康保険税に「子ども・子育て支援金」分の保険税が追加されます。これは国民健康保険に限らず、他の保険（健保組合、協会健保、共済組合、後期高齢者医療制度等）も同様です。

国民健康保険の場合、従来の保険税（医療給付金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）に加えて「子ども・子育て支援金分」をご納付いただきます。

《子ども・子育て支援金制度とは》

全世代の方に支援金を拠出していただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。

（子ども・子育て支援金で拡充される給付）

- ・ 児童手当の抜本的な拡充
- ・ 出生後休業支援給付
- ・ 妊婦のための支援給付
- ・ 育児時短就業給付
- ・ こども誰でも通園制度

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？



子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため
子育て支援は 全ての方にとってメリット があります。
そのため、独身者や高齢者も含む **全世代や企業の皆様から拠出** いただくこととしております。



いつから始まるの？



支援金は **令和8年4月分から医療保険料とあわせて** 拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。



詳しくは、子ども家庭庁HPをご参照ください。

子ども家庭庁ホームページ

「子ども・子育て支援金制度のQ&A」



お問い合わせ 保険年金課 保険税係 ☎53-1646

所得の申告について

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて課税されます。

- ・所得の申告をしておらず、市役所で所得の把握ができない人
- ・所得がまったくなかった人
- ・遺族年金などの課税対象とならない所得のみの人 など

上記の人は、**申告が必要**です。

5月下旬頃に所得申告が必要な人に「令和8年度 国民健康保険税申告書」を送付します。申告書が届いた人は、令和7年中（1月1日から12月31日）の所得等を記載して、必ずご返送ください。

※世帯の所得金額が一定基準以下の場合に、国民健康保険税の均等割・平等割を軽減する制度がありますが、前年中の所得が不明だと適用されない場合がございます。（所得の申告があれば、軽減のための手続きは必要ありません。）

※見本は令和7年度のものです

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

特別徴収の対象となる世帯

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

《納期》 ●すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

●本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

10月から特別徴収（年金天引き）が始まります。

7月～9月までは納付書、もしくは口座振替での納付となります。

国民健康保険税の税率が変わります

令和8年度から国民健康保険税の税率等が以下のように変わります

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
所得割	7.64% (据え置き)	3.27% (据え置き)	3.03% (据え置き)	0.31% (新設)
均等割	27,600円 (据え置き)	11,500円 (据え置き)	16,900円 (据え置き)	1,700円 (新設) ^{※1}
平等割	20,000円 (据え置き)	8,400円 (据え置き)		
18歳以上均等割				200円 (新設)
課税限度額	65万円 → 66万円	24万円 → 26万円	17万円 (据え置き)	3万円 (新設)

(※1) 子ども・子育て支援金分の均等割は、高校3年生（18歳以降初めての3/31）まで全額免除

お問い合わせ 保険年金課 保険税係 ☎53-1646